

会計基準の拘束力に関する一考察

——日・英・米，証券規制の比較検討を中心として——

海老原 諭

1. はじめに

アメリカの証券規制を担っている証券取引委員会（Securities Exchange Commission；以下、「SEC」という）は、2007年12月に、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；以下、「IASB」という）が公表する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；以下、「IFRSs」という）⁽¹⁾に準拠して作成されたForm 20-Fを提出する外国企業に対して、アメリカ基準への調整表の作成義務を免除することを決定した⁽²⁾。また、2008年8月には、アメリカ国内の企業に対して、IFRSsに準拠して作成されたForm 10-Kの提出を容認するか否かについて、2011年までに結論を出すことも提案している⁽³⁾。かりに、この提案が実現すれば、アメリカの証券市場では、アメリカ国外の企業と同様に、アメリカ国内の企業にも、IASBが公表するIFRSsに準拠した財務諸表の作成が認められるようになる。このように、SECのIFRSs受け入れに向けた動きは、この1年で急速にすすんでいる。

これに対して、わが国の証券規制を担う金融庁では、これまで、IFRSsの受け入れに関してあまり活発には検討されてこなかったように思われる。金融庁の企業会計審議会では、IASBにおける基準設定プロセス、IFRSsと日本基準のコンバージェンスの問題などが議題にあがっているものの、IFRSsを証券規制のなかでどのように取り扱うのかについての議論はみられなかった⁽⁴⁾。しかし、2008年7月31日に金融庁が開催した第1回「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」では、「IFRS導入についてもロードマップの作成を含め議論を行うべき⁽⁵⁾」との意見が示されたという。今後は、わが国金融庁でも、SECで行われているように、IFRSs受け入れに向けた議論が行われていくのだろうか⁽⁶⁾。

IASBは、「財務報告に関して共通の言語をもつ、世界的に統合された資本市場を提供する⁽⁷⁾」ために、世界各国の会計基準設定主体に対して、会計基準のコンバージェンスをすすめるとともに、会計基準を導入する各種規制機関との調整を要請している⁽⁸⁾。欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators；以下、「CESR」という）が2008年4月に公表した報告書によれば、会計基準のコンバージェンス自体は、日米両国ともに進展していると評価されている⁽⁹⁾。しかし、会計基準の受入体制に目を転じてみると、この1年間で、日米の間には、大きな差ができてしまったように思われる。

わが国における会計基準のコンバージェンスは、日本基準とIFRSsの差異を2011年6月30日までに解消することを目標としてすすめられている⁽¹⁰⁾。この目標が予定通りに達成されれば、日

本企業は、2011年7月1日以降も、引き続き日本基準で作成された財務諸表をもって、EU市場で資金調達することができる。⁽¹¹⁾しかし、日本企業がアメリカで資金調達する場合、欧米の企業が日本で資金調達をする場合などでは、依然として、自国のものとは別に、現地の会計基準に準拠して連結財務諸表を作成しなければならない。アメリカが国外企業に対して、IASBが公表するIFRSsに準拠して作成されたForm 20-Fを調整表なしに受け入れていることを考えれば、このような手間を国内外の発行体に強いるわが国の現在の証券規制は、わが国資本市場の競争力の低下を招く原因にもなりかねない。

かかる問題意識に基づいて、小稿では、IFRSsをわが国の証券規制に織り込むとした場合に検討されるべき問題点を明らかにすることを目的として、EU市場に上場する企業に対してIFRSsに準拠して作成された連結財務諸表の提出をすでに義務づけているイギリス、および国内の企業に対してもIFRSsに準拠して作成された連結財務諸表の提出を認めようとしているアメリカを比較対象として、会計基準に拘束力を与える証券規制の仕組みについて検討する。

2. 各国証券規制における会計基準の位置づけ

2.1. 日本

わが国において、上場企業の財務報告を規制しているのは、「金融商品取引法」である。「金融商品取引法」は、上場企業に対して、「内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法（193条）」に準拠して連結財務諸表を作成し、提出することを義務づけている。

ここでいう内閣府令とは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「連結財規」という）」のことである。上場企業は、まず「連結財規」に準拠し、ここに定められていない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（1条1項）」に準拠して、連結財務諸表を作成しなければならない。「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の内容について、「連結財規」は、「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、…（中略）…一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする（1条2項）」との規定を設けている。現在、わが国において、実質的に企業会計の基準を設定しているのは、企業会計審議会ではなく、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan；以下、「ASBJ」という）であるが、ASBJに対しても、同様の規定が設けられているわけではない。⁽¹²⁾

その代わりに、ASBJが公表する「企業会計基準」に対しては、金融庁が事務ガイドラインを公表している。この事務ガイドラインでは、金融庁が、「企業会計基準」を「金融商品取引法」の規定を適用するにあたって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うことが述べられている。ただし、事務ガイドラインは、あくまでも金融庁の内部的な判断を示すものであることから、「当該企業会計基準に従った会計処理を行った場合に、内閣総理大臣（財務（支）局）が有価証券報告書等の受理を拒まないという効果があるにすぎず、有価証券報告書等の虚偽記載との関連では、一現実には考えにくい、あくまで純理論的には—『一般に

公正妥当と認められる企業会計の基準』に従っていなかったと裁判所が判断することは妨げられないと解さざるを得ない⁽¹⁵⁾』という。

ASBJが最終成果物として公表するものには、「企業会計基準」のほかにも、「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」がある。ASBJの設立に携わった関係9団体（経済団体連合会〔現日本経済団体連合会〕・日本公認会計士協会・全国証券取引所協議会・日本証券業協会・全国銀行協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本商工会議所・日本証券アナリスト協会）は、これらが「企業会計基準に対する詳細規定や解釈規定、あるいは補足・補完規定と位置付けられ、企業会計基準と一体性を有するものであることから、〔企業会計基準と一引用者〕同様に、…（中略）…市場関係者が準拠し、あるいは判断の拠り所となる」⁽¹⁶⁾ものであるとの声明を出している。このために、「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」も、実質的には、「企業会計基準」と同様に、発行体に対して拘束力をもつと解されている⁽¹⁷⁾。しかし、現在、金融庁の事務ガイドラインは、ASBJが公表する「企業会計基準」に対してのみ公表されているために、事務ガイドラインが公表されていない「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」は、「企業会計基準」以上に、証券規制上の位置づけを明確にされていないといえる。

以上のように、わが国では、実質的には、会計基準の設定をASBJが務めているにもかかわらず、証券規制上は、会計基準の設定権限が依然としてASBJに移譲されておらず、金融庁に留保されている⁽¹⁸⁾といえる。また、金融庁が事務ガイドラインのなかで承認しているものは「企業会計基準」のみであり、実務上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」としてみなされている範囲よりも狭く限定されている。

2.2. イギリス

欧州連合（European Union；以下、「EU」という）は、2005年1月1日以降に開始する事業年度から、加盟各国内の証券市場に上場する企業に対して、IFRSsに準拠して連結財務諸表（consolidated accounts）を作成することを、EC規則（regulation）1606/2002「国際会計基準の適用（以下、「EC規則」という⁽¹⁹⁾）」を通じて義務づけている。このEC規則の内容は、イギリスの証券規制のなかに、どのようにして織り込まれているのであろうか。

イギリスにおいて、上場企業（quoted companies）の財務報告を規制しているのは、「2006年会社法（Companies Act 2006）」である。ここで、上場企業とは、自国および欧州経済領域（European Economic Area; EEA）加盟国で上場している企業ならびにニューヨーク証券取引所またはナスダックで取引が認められている企業のことをいう（385条（2））。「2006年会社法」で規制される上場企業の範囲は、アメリカでの上場企業が含まれている点で、EC規則の適用対象よりも広い。

「2006年会社法」は、一般原則として、上場企業の取締役（directors）に対して、個別財務諸表（individual accounts）または連結財務諸表が、企業単独または企業集団の「資産、負債、財政状態および損益に関して、真実かつ公正な概観（true and fair view）を提供すると認められ

ない場合、…（中略）…当該財務諸表を承認してはならない（393条（1））」こと、また、監査役（auditor）に対しても、かかる取締役の義務を職務としてチェックしなければならない（393条（2））ことを義務づけている。イギリスの財務報告では、このように財務諸表が「真実かつ公正な概観」を提供するものであることが伝統的に重視されてきたが、「真実かつ公正な概観」という用語に対しては、「2006年会社法」も、それ以前の会社法も「定義を下していないし、また判例や会計人の間でさえ十分に操作可能な概念として捉えられているわけでもない⁽²⁰⁾」という。

「2006年会社法」でも、それまでの会社法と同様に、「真実かつ公正な概観」という用語自体を直接定義するのではなく、「真実かつ公正な概観」を提供する連結財務諸表を作成するための基準を明らかにすることによって、「真実かつ公正な概観」の意味を限定している。連結財務諸表の作成に関して、「2006年会社法」では、まず、会社がEC規則の対象となる上場企業であるか否かが区別されている。EC規則の対象となる上場企業に対しては、EC規則で定められているとおり、IFRSsに準拠して連結財務諸表を作成することが規定されているのみであり⁽²¹⁾（403条（1））、その他の規定は設けられていない。すなわち、IFRSsに準拠してさえいけば、連結財務諸表が、当然に「真実かつ公正な概観」を提供するとみなされると解される。EC規則の対象となる企業でなくても、IFRSsに準拠して連結財務諸表を作成した場合には、同じように「真実かつ公正な概観」を提供しているものと推定される。

これに対して、EC規則の適用対象にならない企業のうち、IFRSsに準拠せず、閣内大臣（Secretary of State）が設ける規制（provision）⁽²²⁾に準拠して連結財務諸表を作成することを選択した（404条（2））企業の取締役に対しては、次のような義務が課されている。第1に、閣内大臣が設ける規制に準拠して連結財務諸表を作成しても、「真実かつ公正な概観」を十分に提供できないと取締役が判断した場合には、必要な追加情報を提供すること（404条（4））、第2に、閣内大臣が設ける規制に準拠して財務諸表を作成すると、「真実かつ公正な概観」を提供できなくなってしまうと取締役が判断した場合には、閣内大臣が設ける規制に準拠せずに連結財務諸表を作成したうえで、その旨およびその理由を開示することである（404条（5））。このように、連結財務諸表が「真実かつ公正な概観」を提供することが、IFRSsに準拠して連結財務諸表を作成した場合には当然に認められるのに対して、自国基準に準拠して連結財務諸表を作成した場合には、取締役または監査役の判断次第で認められないこともある。

以上のように、すでに上場企業に対してIFRSsに準拠した連結財務諸表の作成を義務づけているイギリスの証券規制では、EU市場に上場する企業に対してIFRSsに準拠させるというEC規則の理念が、「真実かつ公正な概観」が提供されていることを取締役および監査役に保証させるという自国の証券規制の理念よりも優先されている。

2.3. アメリカ

アメリカでは、「1933年証券法（Securities Act of 1933）」および「1934年証券取引所法

(Securities Exchange Act of 1934) からなる、いわゆる「証券二法」を中心として、上場企業の財務報告が規制されている。⁽²³⁾「1934年証券取引所法」は、上場企業が提出する連結財務諸表の作成にあたって、上場企業に対して「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles ; 以下、「GAAP」という一引用者) ならびに [SEC一引用者] によるルールおよび規制 (regulation) にしたがう (13条 (i))」ことを義務づけている。

「1933年証券法」は、SECの特権 (special power) として、証券規制のために「必要なルールおよび規制を創設、改訂および廃止 (19条 (a))」することを認めている。そのなかには会計に関するものも含まれるが、SECは会計基準の設定を、事実上、民間の会計基準設定主体に委ねてきた。⁽²⁴⁾SECは、「1933年証券法」19条 (b) (1) (a) にしたがって、一定の要件を満たす民間の会計基準設定主体が公表した会計原則を「一般に認められたもの」であるとみなしている。

SECは、現在の会計基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; 以下、「FASB」という) が公表する会計原則に対して、FASBの設立当初に、SECが異なる規定を設けていないという条件をつけたうえで、GAAPとして承認することを明らかにしている。⁽²⁶⁾また、2003年には、「2002年サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002)」の成立を受けて、このことが改めて確認されている。⁽²⁷⁾

アメリカでは、FASB以外にも、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants; AICPA) も、会計処理に関するステートメントを公表している。SECがGAAPを公表する機関として認めているのはFASBのみであり、従来、AICPAが公表するステートメントの法的根拠は明らかではなかった。⁽²⁸⁾しかし、FASBは、2008年5月に公表した財務会計基準ステートメント第162号「一般に認められた会計原則の階層 (以下、「SFAS 162」という)」のなかで、AICPAが公表するステートメントをGAAPとして認めた。(表1参照)⁽²⁹⁾

SFAS 162は、この基準にしたがって行われる公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board; PCAOB) の定める暫定監査基準 (interim auditing standards) SAS 69 (AU Section 411) の改訂がSECに承認された60日後に発効するものとされている。⁽³⁰⁾すなわち、AICPAによるステートメントがGAAPとして認められるか否かは、SECの承認によって決まるということである。したがって、SFAS 162が発効すれば、その時点で、AICPAが公表するステートメントも、間接的にはあるが、SECが認めるGAAPになると解される。⁽³¹⁾

ただし、SECは、FASBが公表する会計基準を無条件でGAAPとして認めているわけではない。SECは、従来、独自のルールまたは規制を設けることによって直接的に、また、FASBによる「会計基準の設定プロセスに… (中略) …介入し」たり、⁽³²⁾「会計基準の経済的影響を論拠に、その会計基準に反対またはその変更を求め」たりすることによって間接的に、会計基準に関与してきたという。⁽³⁴⁾Form 20-F提出企業に対して、IASBが公表するIFRSsによる連結財務諸表を調整表なしに提出することを認めたSEC規則も、FASBが公表したSFAS 162とは関係なく決定されている。

表1 SFAS162によるGAAPの階層

カテゴリー	該当する公式声明
a	① FASB財務会計基準ステートメント ② FASB 解釈指針 ③ FASB ステートメント第133号の適用上の問題 (implementation issues) ④ FASB スタッフ・ポジション ⑤ AICPA 会計研究公報 ⑥ FASB によって廃止されていない会計原則審議会 (APB) オピニオン
b	① FASB 専門公報 (technical bulletin) ② FASB によって反対されていないAICPA 業界別監査・会計指針 ③ AICPA 意見表明書
c	① FASB によって反対されていないAICPA 会計基準執行委員会公報 (accounting standards executive committee practice bulletins) ② FASB 緊急問題タスクフォース (EITF) の統一見解 (consensus positions) ③ EITF アブストラクトの附則Dで検討された事項 (EITF D-Topics)
d	① FASB スタッフによって公表された適用指針 (Q&A) ② AICPA 会計解釈 (accounting interpretations) ③ FASB によって承認されていないAICPA 業種別監査・会計指針 ④ 一般に、または業界内で広く認識され、普及している実務

(Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 162: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, FASB, May 2008, par. 3 参照)

このように、アメリカでは、証券規制上も、会計基準の設定をFASBに対して包括的に委ねることが明示されているものの、同時に、SECが会計に関する基準の設定に直接関与できる体制も確保されている。

3. わが国証券規制の独自性

これまでみてきたように、日・英・米の3か国では、いずれも会計基準を証券規制のなかに直接規定するのではなく、民間の会計基準設定主体が公表した会計基準を参照することで、証券規制に利用している。しかし、その根拠は、3か国の間でまったく異なっている。

イギリスにおいて、IFRSsの適用が自国の証券規制の理念よりも優先されているのは、イギリスの証券規制に対する考え方の問題ではなく、EC規則の性格のためである。EC規則は、EC条約によって、「直接適用可能 (245条2段, 110条2項1段)」なものとしてされている。ここで「直接適用可能」とは、「『規則』がその制定により自動的に各国内法制度の一部となり、実施のためのいかなる国内立法も必要としないことを意味⁽³⁵⁾」する。EC規則のこのような性格から、国内規制が仮にEC規則と矛盾するものであったとしても、EU加盟国内ではEC規則が優先されるし、EC規則と矛盾する国内規制を新たに検討するようなことがあれば、EUから処分が下される⁽³⁶⁾。EC規則の対象となるEU市場への上場企業の取締役に対して、「真実かつ公正な概観」に対する説明義務が規定されていないのは、「1948年会社法」のときから使用されていた「真実

かつ公正な概観」という考え方が、EC規則ではとられていないためである。

アメリカの「証券二法」に会計基準が直接規定されなかったのは、規制機関であるSECがとっていた方針のためである。SECが、会計に関するルールまたは規則を設定する権限を有しているにもかかわらず、その権限をほとんど行使してこなかった理由としては、SECが「会計専門職（accounting profession）に対して自らの見解を強制することを、ほぼ方針として、望んでいなかったことが大きい⁽³⁷⁾」という。SECは、会計および監査に関する公式見解を可能なかぎり会計専門職に発信させたほうが、会計専門家間で機能すると考えていたようである⁽³⁸⁾。

わが国の証券規制に会計基準が直接規定されていないのも、規制機関である金融庁（旧大蔵省）がとっていた方針のためであるが、その理由はアメリカの場合と異なっている。わが国で戦後に設けられた証券規制は、もともと「アメリカの証券二法を大幅に取り入れて制定され⁽³⁹⁾」た。このために、わが国でも、もともとアメリカのSECに相当する証券取引委員会が存在していたが、証券取引委員会は、1947年に創設された5年後の1952年に廃止され、当時の大蔵省にその業務が引き継がれた⁽⁴⁰⁾。アメリカ流の証券取引委員会が廃止された理由については、いまだ「明確な解明がなされていない⁽⁴¹⁾」というが、「大蔵省を中心とした金融・財政・証券行政の一元化・効率化を図り、経済『再建』から経済『発展』へ向かうための基礎となる行政再改革を達成するという国家行政組織上のマクロ的な政策⁽⁴²⁾」によるところが大きいという。

パブリック・セクターが会計基準の設定、改訂および廃止を担うという考え方は、民間の会計基準設定機関が公表した企業会計の基準を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」としてみなすことを「金融商品取引法」をはじめとする証券規制のなかで明文化していないところにも表れている。イギリスでは、「2006年会社法」403条（1）において、連結財務諸表をIFRSsに準拠して作成することが規定されているし、アメリカでも、「1933年証券法」19条（b）（1）（a）によって、一定の要件を満たした会計基準設定主体が公表する会計基準を、SECが一般に公正妥当なものとして承認する旨が明示されている。これに対して、わが国では、ASBJの公表する会計基準を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うことを明らかにしているのが、金融庁が内部的なものとして公表している事務ガイドラインのみである。

わが国において、英・米のように、民間の会計基準設定主体であるASBJが公表する会計基準を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」としてみなすことを法令上で明記することには、次の2点で問題があるという。ひとつは、「国民に義務を課するような規範を設定する権限を民間主体に与えることは国会を唯一の立法機関と定める憲法四一条に違反する可能性が高いという通説的見解との整合性⁽⁴³⁾」の問題であり、もうひとつは、「連結財規」1条2項で、公表する会計基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する」と明記されている企業会計審議会ですえ、「金融庁組織令」では、内閣総理大臣などに対して報告し、または建議する権限しかもたないとされていること（24条2項）とのバランスの問題である⁽⁴⁴⁾。

ただし、「連結財規」には、英・米と同様に、金融庁以外の会計基準設定主体が公表した会計基準の利用を認める規定が特例として存在している⁽⁴⁵⁾。それは、「連結財規」93条である。「連結

財規」93条は、「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表…（中略）…を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる」として、SEC登録企業という限定はあるが、アメリカ基準に準拠して作成された連結財務諸表の提出を認めている。

「連結財規」93条は、もともと日米両国で上場する日本企業にとって、連結財務諸表作成のための「作業負荷が二重であることや、株主に対して二つの異なる決算書が存在することが混乱を生じさせる可能性がある⁽⁴⁶⁾」ために創設することが望まれていた規定である。わが国において会計基準のコンバージェンスが推し進められてきた理由のひとつに、EU市場での資金調達の問題があったことを考えれば、現在のわが国の状況は、「連結財規」93条が必要とされた状況と大きく変わらないように思われる。

「連結財規」93条のように、特例措置としてIFRSsに準拠して作成された連結財務諸表の提出を認める方法は、上場企業に対して、自国基準と他国基準のいずれか一方に準拠すればよいことを認めるという点で、EC規則の対象外の上場企業に対して、自国基準とIFRSsのいずれか一方に準拠して連結財務諸表を作成させようとする「2006年会社法」404条（2）と共通している。また、アメリカ市場に上場する国内の企業に対して、IASBが公表したIFRSsに準拠して作成された連結財務諸表を提出することを認めようとする2008年8月のSEC提案も、同じ趣旨であるように思われる。

しかし、英・米の2か国とわが国が異なるのは、英・米では、上場企業に対して認める会計基準の選択肢を、将来的にひとつに絞っていくことが予定されている点である。イギリスでは、一度IFRSsに準拠して連結財務諸表を作成したら、適切な状況の変化がないかぎり、IFRSsに準拠しつづけなければならないとされている（404条（4）および（5））。また、SECが2007年に公表したコンセプト・リリースでも、米国基準とIFRSsという2つの会計基準が存在することによって生じる情報利用者および発行体への負担の是非が問われるとともに⁽⁴⁷⁾、コンバージェンスを通じて、ただ一組の高品質で世界的に認められた会計基準（single set of high quality globally accepted accounting standards）を構築することに対してまで意見が求められており、SECも会計基準の一元化を選択肢のひとつとして考えていることがわかる。これに対して、「連結財規」93条は、あくまでもアメリカの市場に上場している企業に対する特例として設けられているにすぎず、英・米のように、将来的に企業がとれる選択肢を1つに絞るところまでは考えられていないようである。

また、「連結財規」93条は、ASBJには認められない「国民に義務を課すような規範を設定する権限」が、結果的にFASBに対して認められているようにも解されるが、このことは日本基

準との関係で、どのように理解すればよいのだろうか。「企業会計基準」は、金融庁の事務ガイドラインによって、金融庁内部では「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱われるが、金融庁以外の者に対して、法的拘束力を認めるものではない。「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」に至っては、事務ガイドラインが公表されていないために、金融庁内部でも「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱われているのかすら分からない。このように、アメリカ基準に対しては、金融庁長官の判断によって、連結財務諸表の作成基準として使用することが認められているにもかかわらず、日本基準に対しては、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会などがもたらす実質的な拘束力によって実効性が確保されているのみである。

IFRSs受け入れにあたって「連結財規」93条の方式を採用するのであれば、以上のような問題についても検討する必要があるように思われる。

4. おわりに

以上、小稿では、コンバージェンスされた会計基準の受け皿となる各国の証券規制が、会計基準に与える拘束力について検討してきた。

現在、会計基準のコンバージェンスが世界中で推し進められている理由は、国境を越えた資本移動を円滑にするためであるという⁽⁴⁹⁾。そうであるならば、IASBが指摘するように、会計基準のコンバージェンスだけを問題とするのではなく、発行体に対して、実際にIFRSs（またはIFRSsと同等の会計基準）に準拠して連結財務諸表を作成させるだけの拘束力を与える証券規制の仕組みを、他のIFRSsを採用する国または地域と同様に整備しなければならないように思われる。会計基準がコンバージェンスされても、それが実際に使われなければ、発行体、投資者などの資本市場の参加者がコンバージェンスの恩恵を受けられないためである。

現在、会計基準のコンバージェンスは、ASBJを中心としてすすめられている。しかし、商工で検討したような証券規制の問題について考えてみると、会計基準のコンバージェンスが会計基準設定主体だけではすすめられるものでないことがわかる。小稿で、わが国との比較対象とした英・米では、いずれも会計基準のコンバージェンスに、会計基準設定主体だけではなく、証券規制を行う公的機関（CESR・SEC）ひいては政府までもが積極的⁽⁵⁰⁾に参加している。

異なる会計基準で複数の連結財務諸表を作成させることで発行体が負担しなければならないコストが、市場からの撤退を検討させるほど大きなものであることは、わが国企業による「連結財規」93条への要望、近年のEU市場からの撤退状況⁽⁵¹⁾をみれば明らかである。わが国の企業が日本だけでなく欧米市場で資金調達できるようにするためにも、わが国に外資を誘致するためにも、ASBJと金融庁が協力して、コンバージェンスされた会計基準またはIFRSsに対する拘束力について、改めて考えてみる必要があるのかもしれない。この意味では、金融庁が主催する「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」が、今後、どのように発展していくのか注目される。

(注)

- (1) 小稿では、「IFRSs」という用語を、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee; IASC）時代に公表された国際会計基準（International Accounting Standards; IAS）、現在IASBから公表されている国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards; IFRS）およびこれらに対する解釈指針だけではなく、IASBが今後公表する会計基準および解釈指針までを包括するものとして用いる。
- (2) Securities and Exchange Commission, “Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP,” Dec. 21, 2007.
- (3) Securities and Exchange Commission, “SEC Proposes Roadmap Toward Global Accounting Standards to Help Investors Compare Financial Information More Easily,” Aug. 27, 2008.
- (4) 企業会計審議会「企業会計審議会総会議事録」2008年3月27日。
- (5) 金融庁「第1回『我が国企業会計のあり方に関する意見交換会』（7月31日開催）における主な意見」2008年9月16日，1頁。
- (6) 金融庁は、IFRSs受け入れについて、「様々な議論があった」と表現しているだけであるが、日本経済新聞は、「経団連、会計士協会など出席者の大勢が国際会計基準の導入を容認したと報道している（「国際会計基準、強制適用には異論も、導入本格検討、金融庁が表明、来月以降に会計審」日本経済新聞，2008年9月18日，朝刊7面）。
- (7) International Accounting Standards Committee Foundation and International Accounting Standards Board, “IASB and IASC Foundation: Who We Are and What We Do,” Mar. 2008.
- (8) IASBは、各国の会計基準設定主体に対して、(1) 財務報告に関する規制と、これに関連するさまざまな規制との間の障壁を取り除くこと、および(2) 各種規制機関に対して、IFRSsへのコンバージェンスを各国・地域内で奨励させることの2点を要請している（International Accounting Standards Board, “Statement of Best Practice: Working Relationships between the IASB and other Accounting Standard-Setters,” Feb. 2006, pars. 7.1 and 7.2）。
- (9) CESRは、アメリカの一般に認められた会計基準をIFRSと同等（equivalent）であると認めている。また、日本の一般に認められた会計基準に対しても、ASBJがコンバージェンスの計画表に示した目標を達成できないと認められないかぎり、現段階では同等性の基準を満たしているとしている（Commission of the European Communities, “Report on Convergence between International Financial Reporting Standards (IFRS) and Third Country National Generally Accepted Accounting Principles (GAAPs) and on the Progress Towards the Elimination on Reconciliation Requirements that Apply to Community Issuers under the Rules of These Third Countries,” Apr. 22, 2008, p. 8）。
- (10) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意」2007年8月8日（Accounting Standards Board of Japan and International Accounting Standards Board, “Agreement on Initiatives to Accelerate the Convergence of Accounting Standards,” Aug. 8, 2007）。
- (11) CESRによる会計基準の同等性評価は、EC規則2004/809（Regulation (EC) No 809/2004 of the European Parliament and of the Council on Implementing Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council as regards Information Contained in Prospectuses as well as the Format, Incorporation by Reference and Publication of such Prospectus and Dissemination of Advertisements）35条6項および指令

- 2004/109 (透明性指令) により, EU市場で資金調達を行う発行体に対して, IFRSsに準拠した連結財務諸表を作成させることが決議されたことを受けて行われたものである (Committee of European Securities Regulators, “Call for Evidence: Mandate to CESR for Technical Advice on Implementing Measures on the Equivalence between Certain Third Country GAAP and IAS/IFRS,” June 29, 2004, p. 1)。日本経団連は, CESRによる同等性評価の結果が公表された2005年以降, 断続的に会計基準のコンバージェンスを求める声明を公表している (日本経済団体連合会「会計基準の統合 (コンバージェンス) を加速化し, 欧米との相互承認を求める」2006年6月20日, 日本経済団体連合会経済法規委員会企業会計部会「今後の会計基準のコンバージェンスの進め方について」2007年8月8日, 「税制改正に関する提言」など参照)。
- (12) 依然として, 「金融庁が有している会計基準設定権限は, ASBJではなく, 企業会計審議会に移譲されている (日本会計研究学会特別委員会, 中間報告「財務報告の変革に関する研究」2008年9月, 36頁)」という (「金融庁組織令」24条2項参照)。
- (13) 2008年9月末現在, 金融庁から公表されているガイドラインの数は24である。事務ガイドラインは, 会計基準の公表から数ヶ月から1年経過した後に, 複数の「企業会計基準」についてまとめて公表される。
- (14) 企業会計審議会「第8回企画調整部会議事録」2004年3月9日, 羽藤参事官の発言。
- (15) 弥永真生「証券取引法と会計基準 (二・完)」『会計』第174巻第2号 (2008年8月), 125頁。
- (16) 経済団体連合会・日本公認会計士協会・全国証券取引所協議会・日本証券業協会・全国銀行協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本商工会議所・日本証券アナリスト協会「(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い (準拠性) について」2002年5月17日。
- (17) 日本会計研究学会特別委員会, 前掲 (注12), 35-36頁参照。
- (18) 金融庁組織令は, 企業会計審議会について, 「企業会計の基準… (中略) …の設定, … (中略) …その他企業会計制度の整備改善について調査審議し, その結果を内閣総理大臣, 金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し, 又は建議する (24条2項)」組織として定めているが, これは「企業会計の基準の設定権限があるということ定めているものではない (弥永真生, 前掲 (注15), 126頁)」という。
- (19) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the Application of International Accounting Standards.
- (20) 山浦久司「英国会社法会計制度史に見る会社会計と法規制 (1)」『経済研究 (千葉大学)』第6巻第2号 (1991年12月), 27頁。
- (21) 「2006年会社法」では, 「国際会計基準」という用語が用いられているが, その定義は, EC規則上の定義, すなわち「国際会計基準 (IAS), 国際財務報告基準 (IFRS) およびこれらに関連する解釈指針 (SIC-IFRIC interpretations), これらの基準及び関連する解釈指針に対する今後の改訂ならびに国際会計基準審議会が公表または採用する将来の基準および関連する解釈指針 (2条)」と同義である (474条 (1))。
- (22) ここで, 閣内大臣が定める規制とは, 連結財務諸表の用語, 様式等を規制として直接定めた「2008年大規模会社および中規模会社ならびに企業集団 (会計および報告) に関する規制 (Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008)」のことである。ただし, 同じく閣内大臣が定める規制である「会計基準 (指定機関) に関する規制 (Accounting Standards (Prescribed Body) Regulations)」2条では, 「財務諸表に対して適用可能な (『2006年会社法』464条

- (2)) 会計基準を公表できる機関として、会計基準審議会（Accounting Standards Board; ASB）が指定されており、この結果、ASBが公表する会計基準も、間接的にはあるが「閣内大臣が定める規定」となっている。
- (23) SECは、ウェブサイト上で、証券規制を担う法として、「証券二法」に、「1939年信託証書法（Trust Indenture Act of 1939）」、「1940年投資会社法（Investment Company Act of 1940）」、「1940年投資アドバイザー法（Investment Advisers Act of 1940）」および「2002年サーベンス・オクスリー法」を加えた6つの法を紹介している。とりわけ、「2002年サーベンス・オクスリー法」は、他の3つの法とは異なり、SECが会計原則を「一般に認められたもの」として承認する、会計基準設定機関の要件を更新したという意味で、上場企業の財務報告規制にも影響を及ぼしているといえる。
- (24) 広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、93-94頁。
- (25) 「1933年証券法」において、設定する会計基準が「一般に認められたもの」であると認識される会計基準設定主体の要件は、次のとおりである。これらの要件は、「2002年サーベンス・オクスリー法」SEC.108 (a) (2) により追加されたものである。
- a. 民間の実体として組織されている
 - b. 運営および活動のために、公衆の利益に資する評議員会（またはこれに相当する機関）を有している…（後略）…
 - c. 「2002年サーベンス・オクスリー法」109条に規定されたとおり出資を受けている
 - d. 緊急の会計上の問題および変化する企業実務を反映するために必要な会計原則の変更を構成員の過半数の投票によって即時に検討できることを確実にするための手続を採用している
 - e. 会計原則を導入するにあたって、高品質な会計基準の国際的なコンバージェンスが公衆の利益および投資者の保護にとって必要または適切である範囲内で企業環境の変化を反映させるために基準を更新する必要性を検討する
- (26) Securities and Exchange Commission, *Accounting Series Release No. 150: Statement of Policy and Improvement of Accounting Principles and Standards*, Dec. 20, 1973.
- (27) Securities and Exchange Commission, “Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter,” Apr. 25, 2003.
- (28) ただし、アメリカの公認会計士が監査にあたって準拠する監査基準ステートメント第69号「独立監査人の監査報告書において『一般に認められた会計基準に準拠して適正に表示している』という文言の意味（American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of Auditing Standards No. 69: The Meaning of 'Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles' in the Independent Auditor's Report*, Jan. 1992）」には、GAAPの階層に関する定めがある。すなわち、わが国のASBJに対する関係9団体と同様に、AICPAが公表するステートメントには、現在でも、法的にはないものの、実質的な拘束力が与えられているといえる。
- (29) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 162: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, May 2008, par. 3.
- (30) *Ibid.*, par. 6.
- (31) FASBがSFAS 162を設定した理由が、SECの要請（Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, 2003）によるものであった（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (29), par. A2）ことを考えれば、SECが、SAS 69の改訂を拒絶する可能性は、ほとんどないと考えられる。

- (32) 広瀬義州, 前掲(注24), 127頁。
- (33) 同上, 232頁。
- (34) SECによる会計基準への関与については, Louis H. Rappaport, *SEC Accounting Practice and Procedure*, 3rd edition, Ronald Press, Co., 1972, pp. 2・4-2・18; Joel Seligman, *Transformation of Wall Street: A History of the Securities and Exchange Commission and Modern Corporate Finance*, 3rd edition, ASPEN Publishers, Inc., 2003(田中恒夫訳『ウォールストリートの変革 [下巻]』創成社, 2006年, 870-876頁)などを参照されたい。
- (35) 庄司克宏『EU法基礎篇』岩波書店, 2003年, 131-132頁。
- (36) 同上。
- (37) Louis H. Rappaport, *op. cit.*, *supra* note (34), p. 2・5.
- (38) *Ibid.*
- (39) 日本会計研究学会特別委員会, 前掲(注12), 36頁。
- (40) 千葉準一「報告会計制度と企業内容公開制度—戦後我国『証券取引委員会』制度が残したもの—」『会計』第137巻第1号(1990年1月), 41-45頁。
- (41) 同上, 45頁。
- (42) 同上, 45-46頁。日本会計研究学会特別委員会, 前掲(注12), 36-37頁にも同様の指摘がみられる。
- (43) 弥永真生, 前掲(注15), 126頁。
- (44) 同上。
- (45) 平松朗「米国式連結財務諸表の取扱い及び新株予約権の創設に関する財務諸表等規則等の改正について」『企業会計』第54巻第7号(2002年7月), 154頁。
- (46) 鈴木輝夫「ようやく認められた米国式連結財務諸表の提出」『旬刊経理情報』第984号(2002年5月20日), 43頁。平松朗, 前掲(注45), 153頁にも同様の説明がある。
- (47) Securities and Exchange Commission, “Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards,” Aug. 7, 2007, pp. 13-15.
- (48) *Ibid.*, pp. 18-19.
- (49) たとえば, FASBとIASBの間ですすめられている会計基準のコンバージェンスでは, はじめから国内外の財務報告において利用できる会計基準の構築が目標とされている(Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, “Memorandum of Understanding: The Norwalk Agreement,” Sep. 2002; Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, “Completing the February 2006 Memorandum of Understanding: A Progress Report and Timetable for Completion,” Sep. 2008. et al.)。
- (50) 杉本教授は, 「アメリカにおける会計基準の国際的収斂活動」を「会計基準設定主体系統: FASB-IASB」, 「証券規制当局系統: SEC—ヨーロッパ証券規制当局委員会(CESR)」および「国家(地域)系統: アメリカ—欧州連合(EU)」の「3層から成る階層構造を形成」するものとして整理されている(杉本徳栄「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」『国際会計研究学会年報』2007年度, 2008年3月, 15-25頁)。このうち, 政府が果たした役割については, 杉本徳栄「SECによる会計基準の収斂と米国—EUサミットの役割」『産業経理』第67巻第3号(2007年10月), 42-51頁を参照されたい。
- (51) 日本経済新聞によれば, 2006年6月までの1年間で, 21の日本企業がEU証券市場から撤退したが, その理由のひとつに, 会計基準が異なることによって必要となる追加開示の作成負担の問題があった

という（「欧州証券市場から撤退，松下・日立など1年で21社」日本経済新聞，2006年6月10日，朝刊15面）。

主要参考文献

- Committee of European Securities Regulators, “Call for Evidence: Mandate to CESR for Technical Advice on Implementing Measures on the Equivalence between Certain Third Country GAAP and IAS/IFRS,” June 29, 2004.
- Commission of the European Communities, “Report on Convergence between International Financial Reporting Standards (IFRS) and Third Country National Generally Accepted Accounting Principles (GAAPs) and on the Progress Towards the Elimination on Reconciliation Requirements that Apply to Community Issuers under the Rules of These Third Countries,” Apr. 22, 2008.
- Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, “Memorandum of Understanding: The Norwalk Agreement,” Sep. 2002.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 162: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, May 2008.
- Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, “Completing the February 2006 Memorandum of Understanding: A Progress Report and Timetable for Completion,” Sep. 2008.
- International Accounting Standards Board, “Statement of Best Practice: Working Relationships between the IASB and other Accounting Standard-Setters,” Feb. 2006.
- International Accounting Standards Committee Foundation and International Accounting Standards Board, “IASB and IASC Foundation: Who We Are and What We Do,” Mar. 2008.
- Rappaport, Louis H., *SEC Accounting Practice and Procedure*, 3rd edition, Ronald Press, Co., 1972.
- Securities and Exchange Commission, *Accounting Series Release No. 150: Statement of Policy and Improvement of Accounting Principles and Standards*, Dec. 20, 1973.
- Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, 2003.
- Securities and Exchange Commission, “Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter,” Apr. 25, 2003.
- Securities and Exchange Commission, “Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards,” Aug. 7, 2007.
- Securities and Exchange Commission, “Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP,” Dec. 21, 2007.
- Securities and Exchange Commission, “SEC Proposes Roadmap Toward Global Accounting Standards to Help Investors Compare Financial Information More Easily,” Aug. 27, 2008.
- Seligman, J., *Transformation of Wall Street: A History of the Securities and Exchange Commission and Modern Corporate Finance*, 3rd edition, ASPEN Publishers, Inc., 2003（田中恒夫訳『ウォールストリートの変革 [下巻]』創成社，2006年）。
- 企業会計審議会「第8回企画調整部会議事録」2004年3月9日。
- 企業会計審議会「企業会計審議会総会議事録」2008年3月27日。
- 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへ

- の合意」2007年8月8日（Accounting Standards Board of Japan and International Accounting Standards Board, “Agreement on Initiatives to Accelerate the Convergence of Accounting Standards,” Aug. 8, 2007）。
- 金融庁「第1回『我が国企業会計のあり方に関する意見交換会』（7月31日開催）における主な意見」2008年9月16日。
- 経済団体連合会・日本公認会計士協会・全国証券取引所協議会・日本証券業協会・全国銀行協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本商工会議所・日本証券アナリスト協会「（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い（準拠性）について」2002年5月17日。
- 庄司克宏『EU法基礎篇』岩波書店，2003年。
- 杉本徳栄「SECによる会計基準の収斂と米国—EUサミットの役割」『産業経理』第67巻第3号（2007年10月）。
- 杉本徳栄「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」『国際会計研究学会年報（2007年度）』2008年3月。
- 鈴木輝夫「ようやく認められた米国式連結財務諸表の提出」『旬刊経理情報』第984号（2002年5月20日）。
- 千葉準一「報告会計制度と企業内容公開制度—戦後我国『証券取引委員会』制度が残したもの—」『会計』第137巻第1号（1990年1月）。
- 日本会計研究学会特別委員会，中間報告「財務報告の変革に関する研究」2008年9月。
- 平松朗「米国式連結財務諸表の取扱い及び新株予約権の創設に関する財務諸表等規則等の改正について」『企業会計』第54巻第7号（2002年7月）。
- 広瀬義州『会計基準論』中央経済社，1995年。
- 弥永真生「証券取引法と会計基準（二・完）」『会計』第174巻第2号（2008年8月）。
- 山浦久司「英国会社法会計制度史に見る会社会計と法規制（1）」『経済研究（千葉大学）』第6巻第2号（1991年12月）。